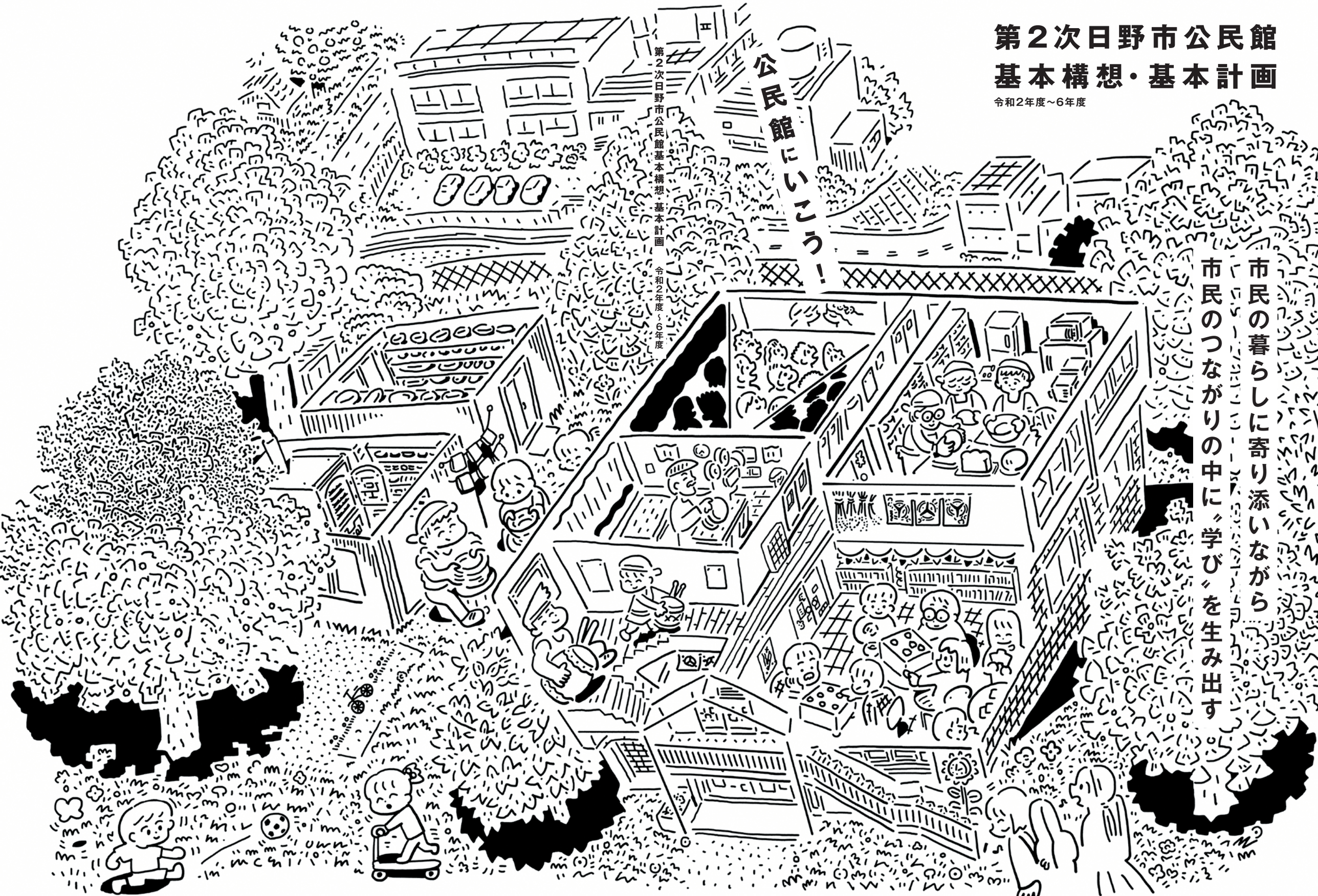
第２次日野市公民館
基本構想・基本計画

令和２年度～６年度



はじめに

全国各地にある社会教育施設「公民館」。日野市にも、誕生から半世紀以上を数える中央公民館と、小学校の旧校舎を活用した高幡台分室があります。公民館に行ったことはありますか？ そもそも、公民館って何をするところなんでしょう。市民グループがサークル活動するところ？ 市民向けの講座の会場？ ときどきお祭りをやるところ…？ どれも正解です。でも、それだけじゃないんです。この冊子では、公民館の基本的な理念や構想、事業の基本計画について、また、公民館ってそもそも何？ 誰が使うもの？ 社会教育って…？ そんなことを合わせて知ってもらえるように、公民館の役割や取り組み、利用の仕方などをわかりやすく解説します。ぜひ公民館に遊びに来てください。この地域での暮らしがより豊かになるような出会いがあるかもしれません。



日野市中央公民館



CONTENTS

はじめに …… 2

公民館ってどんな場所? ……12

豊かさの変化と公民館の学び ……15
日野市公民館運営審議会から平成30年度答申より①

集い、学び、つながる公民館事業 ……16
外国人のための日本語教室／障害者（児）事業／田んぼの学校／
公民館平和事業／青少年事業／成人事業／高齢者事業／地域交流イベント

column　社会教育って何だろう? ……26
日野市の社会教育･生涯学習／つながりによる持続可能な日野を目指して

questionnaire research　公民館を利用したことありますか? ……28

これからの公民館！ ……30

基本目標／令和2年からの日野市の公民館 ……32

地域がステージ　公民館の新しい取り組み ……36
学びモデル事業／居場所事業／大学連携の充実／ひの市民大学の充実

これから5年間の公民館の歩み計画 ……40
基本目標に基づいた施策ロードマップ

現代における人々の交流を考える ……43
日野市公民館運営審議会から平成30年度答申より②

column　公民館を支える制度と法律 ……44

これからの交流に向けた取り組み ……45
日野市公民館運営審議会から平成30年度答申より③

公民館を使おう ……46

日野市中央公民館と高幡台分室 ……48

公民館でできること ……50

公民館ユーザーに聞きました ……52

おわりに ……54

参考資料　公民館を取り巻く関係法令 ……55

「発表する場があるから
張り合いが出るんです」









「やってみようかなあと思って始めたら結構難しくてね。
面白いんだよねえ」





「チームワークいいよね。
毎月材料の買い出しもみんなで行って
ちょっと一杯やってるから」





「勝負事だからね。そりゃあ楽しいよ」





「週三で稽古に通ってます。
公民館は生活の一部」







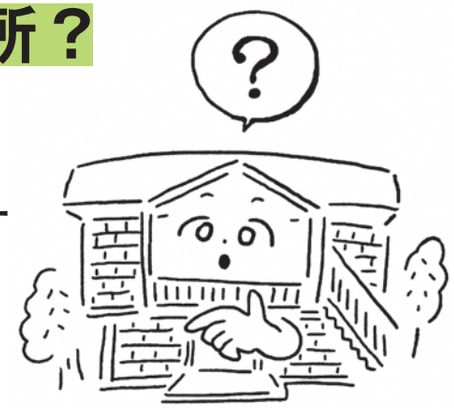
「一人で黙々とやるよりも
仲間がいるのはいいものよ」



公民館ってどんな場所？

市民の暮らしに寄り添いながら
市民のつながりの中に“学び”を生み出す

第2次日野市公民館基本構想･基本計画の理念



日野市中央公民館、誕生

「暮らしに役立つ学びをしたい」
「学びを通じてまちの人たちと交流したい」
「このまちのことをもっとよく知りたい」

高度経済成長による都市化が東京で進んでいた頃、新しく日野のまちに移り住んだ市民からこんな声が聞こえてきました。日野市中央公民館は、このような市民の学びへの思いをかなえるために昭和41年（1966年）7月に開設されました。この「第2次日野市公民館基本構想･基本計画」では、開設から半世紀以上の歴史を重ねた今、公民館として取り組むべき現代的な課題を明らかにし、今後の施策や事業について展望します。

社会教育法によれば、公民館は「住民の実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を図る」（第20条）ための社会教育施設です。地域住民の日常生活に寄り添い、社会教育（＝学び）をもってその課題解決を図るという目的を持った施設なのです。

これまでの公民館
市民の暮らしとどう関わってきた？

社会教育施設としての公民館の役割は、おもに次の4つが挙げられます。

生涯学習の支援／生活課題の解決／地域課題の解決／個人･地域の自立を助ける

これらの役割を果たすため、公民館では平成22年（2010年）に「市民による市民のための公民館～地域に生きる市民の底力～」という理念を掲げて「第1次日野市公民館基本構想･基本計画」を策定し、公民館が担うべき社会教育のあり方を示してきました。

市民の日々の暮らしの中では、さまざまな課題が生まれています。そうした課題と向き合い、公民館の果たすべき役割を10年という長期的な視野で計画したものが「第1次日野市公民館基本構想･基本計画」です。この計画に基づいて、公民館は地域の課題解決のための講座など、学びの場を用意してきました。さらに、学び得たことをもとにサークル活動などが行える場やまちの人が集まる場を提供しながら、人々が交流できるようお手伝いをしてきました。

市民は学びの場から得たものを、自分の住んでいる地域に戻り、地域の人たちに広めていきました。これが「学びの循環」です。公民館はこのような「学びの循環」を形づくることで、市民の暮らしを豊かにしようと取り組んできました。

これからの公民館
市民の暮らしをどう展望する？

この10年間で日本の社会は大きく変化しました。市民の生活スタイルや暮らしへの考え方も多様化し、自分の暮らしを豊かにすることを求めて、カルチャーセンターなどへ通う人も増えています。社会教育が担ってきた役割を肩代わりする存在も現れて久しい状況です。また、インターネットなどの普及による情報化社会の進展により、市民の学びのあり方も飛躍的に変わってきています。

現在の日本社会は都市化が進み、暮らしの利便性が発達しているようにも捉えられます。しかし、同時に核家族の増加など、地域での市民のつながりが希薄になったり見えにくくなったりもしています。このような状況の中で、日本は世界でも類を見ない少子高齢化社会を経験し、現在は超高齢社会に突入しています。そして、この先は「人口減少社会」になっていくでしょう。社会の価値観が激しく変化していく時代でもあり、まちには今までにない地域課題が生まれています。

新たな暮らしや地域の課題はさまざまな要素が絡み合い、一つの視点では解決が難しくなっていくでしょう。

これからの公民館
市民の暮らしにどう関わっていく？

公民館はまず、“学び”についてもう一度考えてみたいと思います。学びは本来、自分を自由にして解放するものです。自己と他者とが互いに開かれた中で学び合い、つながりが生まれます。そのつながりの中で、何か新しいものが生まれることもあるでしょう。このとき大切なのが「対話」です。

対話とは、自己と他者が互いの立場を尊重してフラットに話すことであると、ここでは考えます。そのような機会や場が生活の身近なところにあれば、誰もが楽しく暮らしを豊かにする学び･学び合いを行うことができるでしょう。さらにお互いの違いを認め合って対話を進めていくときに大切になるのが「自律」です。自分のことだけを考えたり、人任せにしたりするのではなく、他者との多様な関係性の中で、自分らしさや自分にしかないものが見出せるでしょう。

最後に、大切な視点として「体験」があります。人は人生の中でさまざまな経験を積み重ねて生きています。何かを新たに学びたいと思ったとき、公民館では経験の機会を体験の場として生み出すことも可能です。体験を通した学びを、これからの公民館は重視していきます。

「対話的」「自律的」「体験的」な学びは、自分たちがともに暮らす社会や地域のことにも思いが向き、何か新しく行動してみようと考えるきっかけになるかもしれません。こうした学びの循環を生み出すのが、社会教育施設としての公民館です。公民館では、社会教育の視点から市民の主体的な学びを応援し、そこで学んだことをそれぞれの地域に持って帰り、地域の人たちに

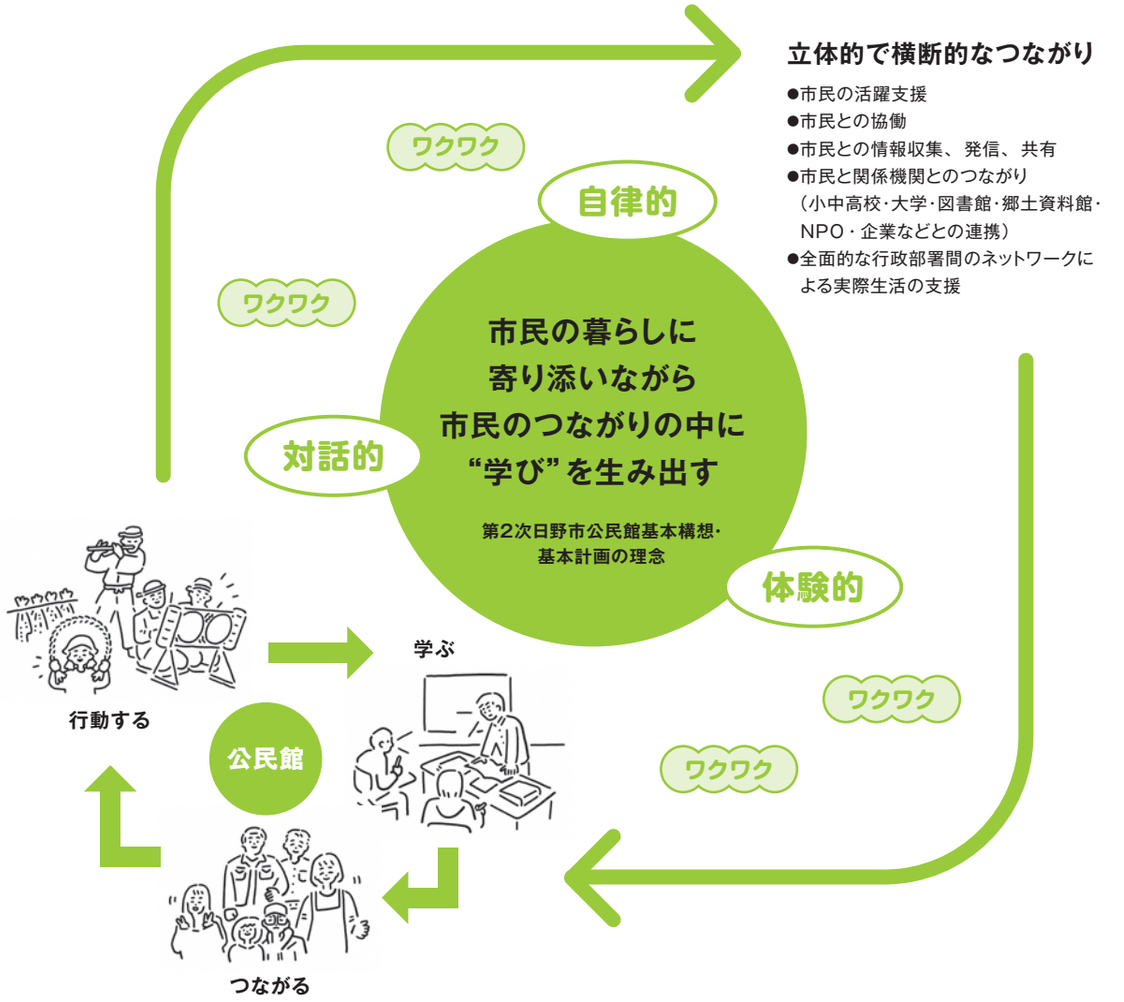
伝えてもらう学びの循環を生み出すことで、市民の交流のきっかけづくりをしています。

　他者との学びが体験であり、新しいものを学び、新しいものが生まれるとき、気持ちがワクワクするという人は少なくありません。人と人とのつながりが薄くなったり見えにくくなったりしている時代だからこそ、公民館はさまざまな社会的資源と協働した結び直しを行っていかなくてはなりません。

これからの公民館
公民館はどんな姿を目指す？

　市民一人一人の人生という長距離走の伴走者として、公民館は、市民が自ら学びつながりを育む「暮らしと地域を豊かにする学びの循環づくり」を進めています。これからは市民の日々の暮らしの課題に寄り添いながら、「学び・学び合い」による新しいものをつくるワクワク感を広げていき、この日野のまちに住むすべての市民が日野を「ふるさと」と言える自信や誇りを育む環境づくりに励みます。

こんな「新たな学びの循環」を目指しています！



立体的で横断的なつながり

- ●市民の活躍支援
- ●市民との協働
- ●市民との情報収集、発信、共有
- ●市民と関係機関とのつながり
 （小中高校・大学・図書館・郷土資料館・NPO・企業などとの連携）
- ●全面的な行政部署間のネットワークによる実際生活の支援

日野市の計画と公民館の計画

第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）
後期基本計画　※平成28年度～令和2年度
施策405に「市民による市民のための公民館の充実」を掲げており、「まなびあいを通して信頼し、助けあい、豊かな人間関係、地域づくり、まちづくりを実現するため、公民館が市民の社会教育、生涯学習の場」として機能し、「いつでも・どこでも・だれもが学び、学びあえる環境」を整える施設であるとしています。

日野市まち・ひと・しごと創生総合戦略

日野市生涯学習推進基本構想・基本計画
（日野まなびあいプラン）※平成27年度～令和2年度
愛着を持って住み続けられる「生涯学習のまち　日野」をつくることを目指し策定された計画。「このまちに生きる　だからこのまちで“学び　学びあう”」を基本理念とし、市内の豊富な資源（人材・団体・文化・歴史・産業など）を活用し、大人から子どもまでさまざまな世代の市民が身近で気軽に生涯学習に取り組める生涯学習社会構築の方向性と基本方針を示しています。

第3次日野市学校教育基本構想
（日野市未来に向けた学びと育ちの基本構想）
※令和元年度～5年度
子どもたち自らが「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」を育むために、そのための環境を、学校、家庭、地域そして子どもたちみんなでつくっていくとしています。まちの人たちの交流づくりを行ってきた公民館は、この役割への期待に応えなければなりません。

第3次日野市図書館基本計画
第4次日野市子ども読書活動推進計画

第2次日野市公民館基本構想・基本計画
市民の暮らしに寄り添いながら　市民のつながりの中に“学び”を生み出す

個別計画（まちづくり・健康・子育て・福祉ほか）

豊かさの変化と公民館の学び

「公民館における利用者交流のあり方について」日野市公民館運営審議会から平成30年度答申より①

　持続可能な公民館を考えていくために、現代の若者の価値観に焦点を当ててみたい。現代を生きる若者が、将来、公民館利用者になり得るかどうかが、今後の公民館の持続可能性を考える上で鍵を握っているといえるからである。

　高度経済成長を終えた日本は、少子高齢化が進み、総人口が増加から減少に転じ、そもそも豊かさとは何かを問い直す時代の局面を迎えている。単に高い収入を得たり高級なものを数多く所有したりすることに、大きな価値を感じない若者も現れてきた。生活の豊かさは、収入や資産のみで測られるものではなくなってきている。

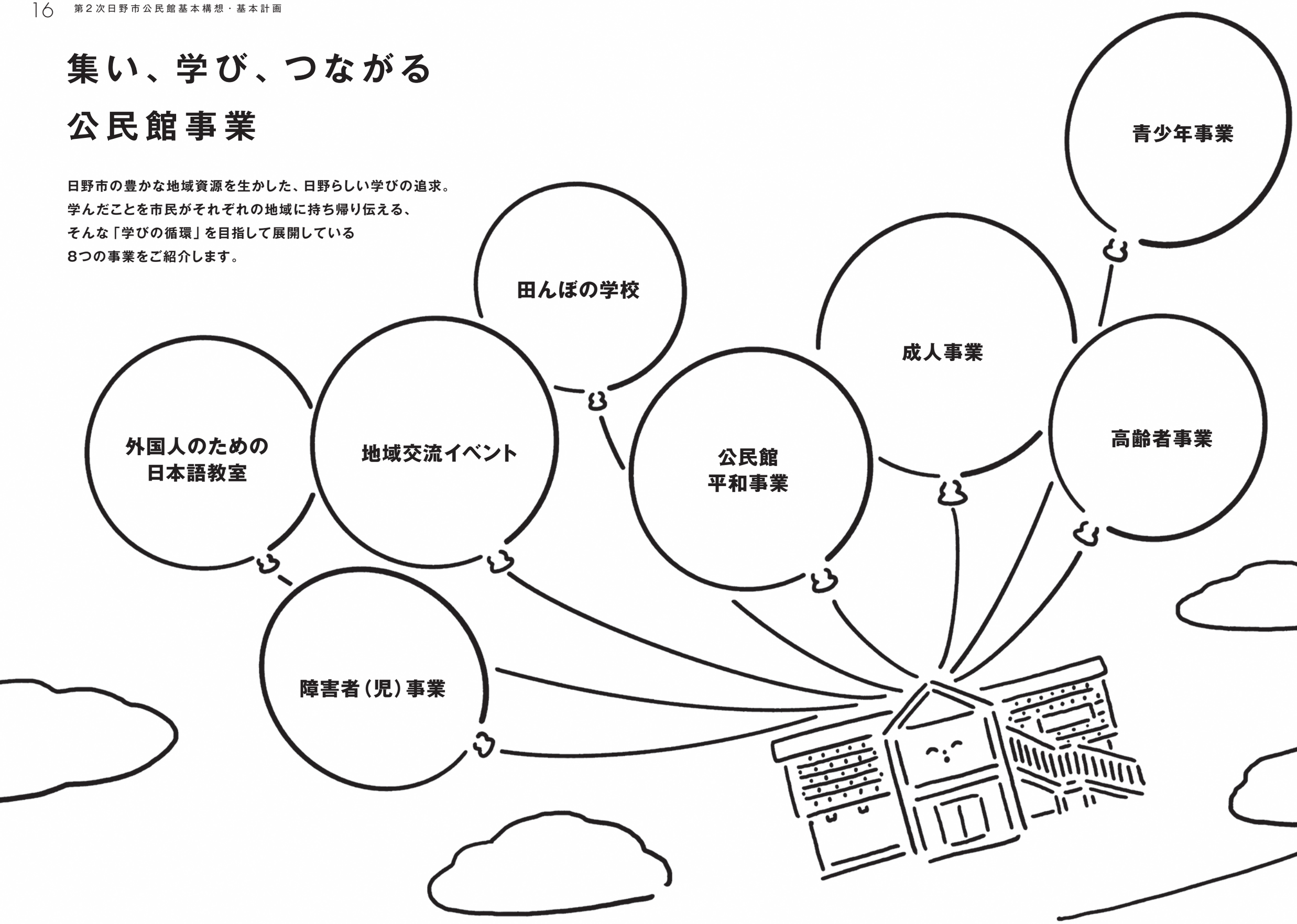
　こうした中で問われているのは、自らがどう生きるかということである。収入や資産の豊かさが「所有としての豊かさ」であるとすれば、現代の人々が生活を送る上では、一人一人の「存在としての豊かさ」が問われているといえる。

　学ぶということについても、同様のことがいえる。新たな知識や技術を獲得して、資格や免許を手に入れるという「所有のための学び」に留まらず、自らの生き方をつくる「存在のための学び」が求められている。このような価値観の変化は、国際的に見れば昭和47年（1972年）にユネスコが提起した「Learning to have（持つための学び）」から「Learning to be（なるための学び）」（『フォール・レポート』より）への転換と一致するものである。

　このように考えたとき、公民館は市民の存在としての豊かさにつながる学びが生まれる場でありたい。市民が生き生きと日々の生活を送ることができるよう、単に知識や技術を獲得する学びに留まらず、その学びを通して他者とつながり、自らの生き方を豊かにしていく機会をつくり出していくことが求められる。

集い、学び、つながる
公民館事業

日野市の豊かな地域資源を生かした、日野らしい学びの追求。
学んだことを市民がそれぞれの地域に持ち帰り伝える、
そんな「学びの循環」を目指して展開している
8つの事業をご紹介します。



公民館の事業紹介 1

外国人のための日本語教室



まちの暮らしを共有できる日本語教室

令和元年（2019年）現在、日野市には3,300人を超える外国籍の市民が暮らしています。日野市の人口の50人に1人以上は外国籍の方です。多様な国籍の隣人と不自由なくコミュニケーションを取れたら、互いの言葉や文化を伝え合えたら、それは豊かな地域生活の始まりとなるでしょう。公民館の日本語教室は、外国籍の市民が生活に困らない程度の日本語能力を身につけるためとして、平成4年（1992年）にスタートしました。市内に在住・在勤・在学の外国人を対象に参加費無料で開催され、令和元年度においては19か国の学習者1,793名、日本語ボランティア教師1,529名、計3,322名（のべ）が参加しました。受講者のレベルに合わせマンツーマンや少人数制で授業を行い、通常授業のほか課外授業やバーベキューパーティー、国際クッキング、イヤーエンドパーティーなどの交流行事も実施。毎年3月に行われるスピーチ大会では、生徒たちが1年の学習の成果を披露し、大いに盛り上がります。日本語教室の先生は、日本語教師養成講座（有料）を受講し研修を受けた市民のボランティアたち。さまざまな国籍や日本語レベル、目的に合わせた授業実施のため、現在、より多くの日本語教師ボランティアが求められています。日本語の勉強だけでなく、地域や生活の情報交換など、公民館ならではの文化の交流が生まれ、年齢も国籍も越えた関係性が育まれる日本語教室。年間を通して随時参加者を募集しています。

HOW TO JOIN

中央公民館にて毎週水曜10:00～12:00、毎週金曜19:00~21:00、七生福祉センターにて毎週水曜19:00~21:00に授業を開催しています。参加無料。参加申し込み、日本語ボランティア教師養成講座については「日野国際友好クラブ」まで。blog.goo.ne.jp/hinokokusai

公民館の事業紹介 2

障害者（児）事業



ともに生き、ともに学ぶ

特別支援教育を受けている市内在住の小・中学生が集まる「少年学級」。地域の中で交流を深め心身の健全な発達を促進するため、昭和55年（1980年）に活動が始まりました。現在は学級生の保護者を中心に運営が行われ、季節の行事などの定例会やリトミック教室、夏合宿などが催されています。大きなイベント時には近隣大学の学生ボランティアも参加し、若者同士の交流も盛んです。少年学級は保護者同士が情報交換や自主学習を行う場でもあり、親子参加や一家総出での参加など、子どもたちのおかげで生まれた縁が大人たちにも波及し、地域の中での人の輪が広がりつつあります。また、少年学級以上の年齢層が集う「青年・成人学級」は昭和50年（1975年）に誕生。「同世代との交流の場が欲しい」という障害を持った青年たちの要望から学級が立ち上がりました。「ともに生き、ともに学ぶ」をスローガンに、障害の有無に関わらず16歳以上の青年・成人が参加し社会教育活動を実践しています。障害を持つ青年も持たない青年も同様に、自主的に学級の企画・運営を行なうのが青年・成人学級の大きな特色。定例会や分科会などを定期的に行い、30名程度からスタートした学級は現在では250名以上に発展し、公民館事業の大きな柱となっています。少年学級も青年・成人学級も、どちらも学級生とともに、一緒に運営してくれるスタッフを随時受け入れ、事業のPRや参加者の拡大、運営の継承を図っています。

HOW TO JOIN

少年学級：『広報ひの』で学級生の募集を行います。
青年・成人学級：運営スタッフを随時募集しています。問い合わせは中央公民館まで。



公民館の事業紹介 3

田んぼの学校



みんなで育てるみんなの田んぼ

ひの市民大学農業体験コースを改称し、平成20年（2008年）からスタートした「田んぼの学校」。市民実行委員会を立ち上げ、地元農家の指導のもと、新町と南平の2会場で年間を通して苗づくりから収穫までを行っています。令和元年度は、例年育てているもち米のほか緑米にも挑戦。両会場ともに150名以上が参加し、子どもも大人も一緒に田んぼに入り、通年で農作業を行いました。事業立ち上げから10年が経過し、市民実行委員の高齢化や固定化の解消や、限定された2会場のみでの実施事業のため、より多くの市民に参加してもらうための仕組みづくりが必要となっています。また、田んぼの学校は農業体験から自然に親しみ、田んぼに生息する生き物やその生態系に触れ、環境保全について考える機会を提供する事業でもあります。令和2年（2020年）以降は、日野の原風景である田んぼに関わる自然環境や地域の歴史など、座学やフィールドワークを取り入れ、自然と人との関わりや共生についても学んでいきます。そして、田んぼの学校を通して、生きる·学ぶ·触れ合う·育てる力をともに育んだ参加者同士のつながりが、その後も地域の中で持続していくような事業の運営を目指しています。

HOW TO JOIN

『広報ひの』で参加者を募集します。
稲づくりに興味があり、おいしいお米が食べたい方、
自然と戯れたい方は中央公民館まで。

公民館の事業紹介 4

公民館平和事業

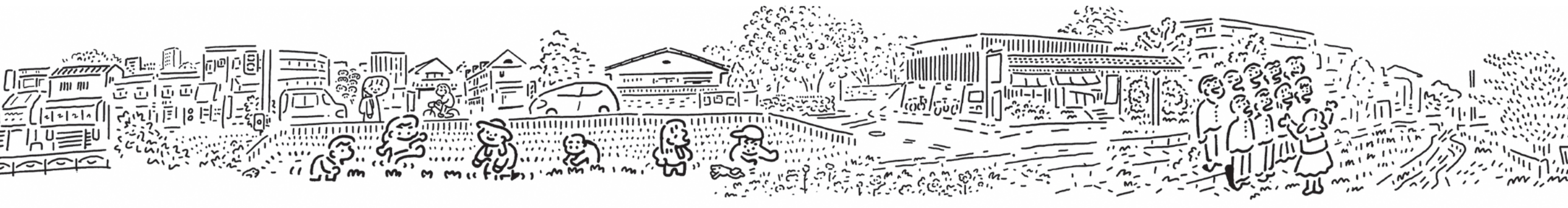


「平和」を考え続け、継承していく

毎年8月に開催される、市民が自主的に協力し平和を祈る事業。「平和」について考えることを、今を生きる子どもたちに継承していこうという地域住民の意志によりスタートしました。講演会·朗読·演奏などの平和公演の開催や映画上映など、平和について考えるさまざまな催しを行う「平和への祭典」として、毎年多くの市民が集います。事業には中·高生も参加し、世代を越えて人が集い、交流が生まれています。戦争の体験を語り継ぐ担い手をなくさないために、平和を維持するために、26年以上続けられている事業です。日本では戦争体験談を話せる世代がいなくなりつつある現代ですが、世界の戦火はなくなることがありません。戦争を知らない青少年たちが、地域との交流を通して、さまざまな視点で平和の大切さを考える場にする仕組みづくりが必要とされています。今後は日本語教室事業などのネットワークを大いに活用し、日本だけでなく世界の平和について考え、表現できる場としての事業の運営を目指します。

HOW TO JOIN

『広報ひの』で企画·運営を行う実行委員会への
参加者を募集します。



公民館の事業紹介 5

青少年事業



すべての子どもを地域で育てる

公民館では多くの事業が継続的であり、多世代の参加や協力を積極的に取り入れています。子どもや青少年を対象とした教育と余暇の支援も公民館の大きな事業の一つであり、公民館では、子どもたちの学びと心身ともに健康な成長のため、さまざまな講座を開催しています。講座への参加は無料もしくは安価であるため、子どもたちにとって参加しやすい場となっています。また、年に一度行われる「ひのっ子シェフコンテスト」は、毎年多くの子どもたちがエントリーする人気事業。日野産の旬の野菜を活用したオリジナリティのあるメニューを子どもたちが考え、調理します。このコンテストを通じ、子どもたちは食べることや食材の大切さを学び、ひのっ子シェフたちの姿を通して子どもも大人も食への関心が高まるでしょう。子どもたちが考え応募したレシピが学校給食に取り入れられるケースも増えてきました。公民館では子どもとそれを取り巻く大人の輪を広げ、地域全体での子育ての一翼を担っています。今後は、子育て機関などと連携し、市内全域での事業の展開を目指しています。

HOW TO JOIN

『広報ひの』に講座などの開催情報を
随時掲載しています。
ひのっ子シェフコンテストについては、開催日程確定後、
市内の小学校にお便りを配布しています。

公民館の事業紹介 6

成人事業



多様で幅広い学びと世代間交流の促進

「暮らしと地域を豊かにする学びの循環づくり」の柱となる成人事業。どんな世代の市民も楽しく学び、集って生きることの素晴らしさを実感できるよう、教育講座をはじめ多様な学びの場を幅広く展開しています。人権･貧困･平和･民主主義、また、多文化共生や障害者などをテーマにした学び、防災･防犯などの生活課題をテーマとした学びなど、公民館にとっても大切な学習機会となっています。さらに、子育て世代を対象とした育児講座や、「公民館保育事業」による保育を利用して自分時間を楽しむ講座なども積極的に行っています。この公民館保育事業では中央公民館に保育室を設置し、子育て世代の学習機会を保障し多様な世代間の交流を促進しています。保育の対象は市内在住の1歳6か月から就学前までの幼児。公民館主催事業や公民館を利用したサークル活動の際に、子どもの保育が利用できる仕組みをつくり、年間でのべ400名以上が利用しています。子育てサークルが企画をした講座「ほっと手づくりママ時間」では、公民館保育事業を利用した手芸好きな仲間たちが大勢集まりました。子どもを安心して保育士に託し、自分自身の学びを深めたり他者と向き合うことができる。そんな場や時間が公民館にはあります。

HOW TO JOIN

『広報ひの』に講座などの開催情報を
随時掲載しています。講座の企画や運営をする
ひの市民大学企画運営委員は『広報ひの』で募集します。



公民館の事業紹介 7

高齢者事業



安心して過ごせる地域の居場所と学びの場

人には、生涯を通して学ぶ意欲があります。高齢者事業では、健康･栄養･介護･相続･終活など、特に高齢になって直面する問題をテーマとした講座などを、当事者世代である市民実行委員とともに企画しています。企画会議は月1回、高幡台分室で開催。地域の高齢者が同じ悩みを持つ人たちが身近にいることを知り、意見交換し交流し合うことで、お互いの暮らしを勇気づける場になっています。それでも、まだまだ地域には家に引きこもりがちな高齢者や、地域に居場所が見つからない高齢者も多くいることでしょう。楽器の伴奏に合わせて歌う「程久保うたごえパーク」はリフレッシュやストレス解消に、また、公民館だけでなく地域の交流センターなどでも開催された「朗読サロン」は名作を朗読で楽しむ交流の場となりました。これらの定例化している事業についても、さらなるつながりが生まれる工夫をしていくとともに、より多くの地域の高齢者が参加できるような内容を模索し、今後の発展を目指していきます。

HOW TO JOIN

講座などの企画や運営をする市民企画委員を
『広報ひの』で募集します。

公民館の事業紹介 8

地域交流イベント



自分自身を表現し、新たな仲間と出会う場所

市民が学んだ成果を発表する場、自分たちの学習活動への参加を呼びかける機会として、さまざまなイベントを市民主体で開催しています。

●公民館まつり…毎年5月に中央公民館にて開催。公民館を利用するサークルが、それぞれの学んだ成果を発表し、サークルの学習活動への参加を呼びかけるイベントです。

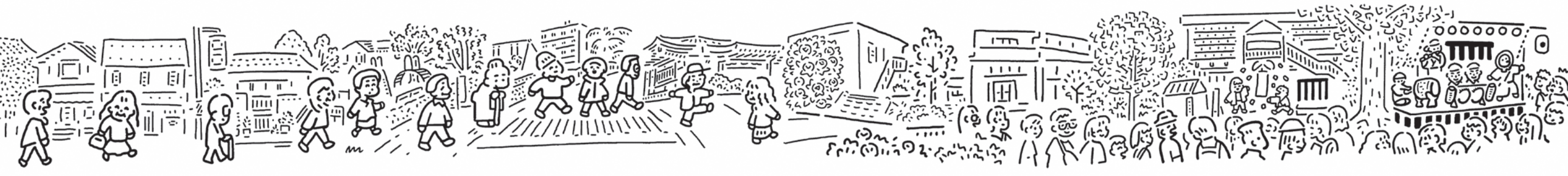
●高幡台分室まつり…高幡台分室の利用者が実行委員となり、施設を利用するサークルの学習成果を発表します。実行委員会を運営する市民を中心に、丘陵地帯にある高幡台分室を「丘のキョテン」にするべく、開催を続けています。

●ひのアートフェスティバル…市民アーティストたちが企画運営に参加する、アートの楽しさを伝えるためのイベント。毎年8月に開催され、すでに20年以上の歴史があります。近年はミュージシャンのステージが盛り上がっており、日野市で唯一の“夏フェス”を提供しています。

●秋フェス…公民館で活動する音楽サークルたちが、お互いの演奏を披露し合うイベント。演奏する市民も観客も、音楽をきっかけにおしゃべりやお茶を楽しみ、交流が広がっています。

HOW TO JOIN

公民館･高幡台分室まつり：公民館利用団体がそれぞれの
実行委員会に参加することで展示･出店できます。
ひのアートフェスティバル：実行委員会への参加者を
随時募集しています。問い合わせは中央公民館まで。
ステージ出演者と出店者は『広報ひの』にて募集を行います。



column

社会教育って何だろう?

社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む）」（社会教育法第2条）とされる、日本の教育活動の一つです。教養の向上、職業技術教育などを行う社会教育講座や社会教育学級、青少年のための活動やサークル活動、通信教育や学校開放など、社会教育の領域に含まれる活動は多岐にわたり、公民館、図書館、博物館などはそのための施設と位置づけられています。そこには「誰でも参加できる学びの場」という大前提があり、公民館は社会教育の発展に重要な役割を果たしてきました。

文部科学省に置かれた諮問機関である中央教育審議会は、平成30年（2018年）12月21日答申の中で、今後の地域における社会教育の意義と果たすべき役割について、「多様化し複雑化する課題と社会の変化に、住民自らが担い手として地域運営に関わり解決していくことを社会が要請している」としています。また、人生100年時代といわれる現在、誰もが生涯にわたり、必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取り組みが必要だとし、これからは「開かれ、つながる社会教育」を目指すべきだとしています。

社会教育と生涯学習は違う?

「社会教育」と「生涯学習」。どちらも似たような文脈でよく耳にする言葉ではないでしょうか。「生涯学習」は、学習者の視点から、人生の時間軸と社会全体の空間軸で“学び”を捉えたもので、「社会教育」は、人々の自由で主体的な学習の条件整備や環境醸成を行うことが役割です。

生涯学習

学校教育を通した学習
- 幼稚園・小学校・中学校・高校・大学などにおける学習・教育

社会教育を通した学習
- 公民館が行う学習
- 生涯学習関係機関・団体・事業者・企業などが行う学習

家庭教育を通した学習
- 基本的生活習慣の習得
- 家庭内におけるしつけなど

自己学習

図書・インターネット・テレビ・ラジオなどを活用した個人学習など



公民館だけじゃない

日野市の社会教育・生涯学習

時代とともに多様化する人々の学びのあり方。市民のニーズに応えるべく、市内のさまざまな社会教育施設で、新たな視点・発想での「新しい学び」が始まっています。

生涯学習 1 課 3 館合同事業

「学びの場プロジェクト」

日野市教育委員会が発行した副読本『歩こう　調べよう　ふるさと七生』を活用し、七生地区の歴史と自然を四季折々「歩いて、見て、語って、聞き、考える」学びの場が、令和元年より生涯学習課・図書館・郷土資料館・中央公民館の合同事業として生まれました。それぞれの分野の得意なものを持ち寄り、市民がこのまちの自然や歴史、文化を体験できる“生きた学び”を提供しています。

図書館×地域

「読み聞かせ事業」

「知識の源」ともいえる本などを通して市民の生涯学習を支援する図書館が、地域の施設などと協働する新しい取り組みを始めています。一例として、三沢中地区の百草図書館では、図書館職員が近隣の高齢者施設で読み聞かせを行っています。この活動に触れた高齢者施設の入居者が、同じく近隣の子育てカフェを訪れ、自ら子どもたちに読み聞かせを行うなど、地域の中での循環が生まれています。

ともにつくる、自分たちの暮らすまち

つながりによる持続可能な日野を目指して

行政・NPO・小学校から大学までの学校などとともに、住みよいまちをつくろうとしているたくさんの市民がいる日野市。それぞれのつながりを生かし、暮らしや地域の課題へ取り組んでいます。

「パートナーシップで目標を達成しよう」（「SDGs」のゴール17）

TRANSFORMING OUR WORLD SDGs IN ACTION HINO

平成27年（2015年）9月、国連で「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。貧困や飢餓、エネルギー問題、気候変動への対応、環境保全、平和的な社会の実現などの地球規模の課題に取り組み、令和12年（2030年）までに「誰一人取り残さない、持続可能な社会」を実現しようという世界基準で、世界各国がそのゴールを目指しています。日野市はすでに「諸力融合」を合言葉に、市民・企業・大学・行政などの社会的資源が新たに出会いつながることで、新しい価値を生み出し、まちを元気で豊かにする取り組みを進めています。令和元年7月には「SDGs未来都市」に選定された日野市。「誰一人取り残さない、持続可能な社会」を、公民館でも目指していきます。

日野市ボランティア・センター

中学生が地域福祉にボランティアとして参加するコーディネートを積極的に行う日野市ボランティア・センター。「障害者週間イベント いっしょに」では、中学生たちの障害者へのボランティア活動の成果が発表されています。青少年期のボランティア体験は、大人になっても心の中に残り、やがて次の世代へと伝えられていくでしょう。

NPO 法人ひの市民活動ネットワーク

日野市の市民活動団体を支援するNPO法人ひの市民活動ネットワークは、毎年10月に「まちづくり市民フェア」を開催。まちのさまざまな市民活動団体と連携して、市民にNPO活動の紹介と参加呼びかけを行っています。フェアには近隣の大学生ボランティアも参加し、市民の暮らしを支える市民活動に協力しています。

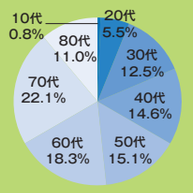
questionnaire research

公民館を利用したことありますか？

市民のみなさんの学びの環境の現状は？
第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定に向けて、
「これからの公民館のためのアンケート調査」を行いました（令和元年実施）。

※掲載は抜粋です。アンケートの詳細は公民館のホームページからご覧いただけます。

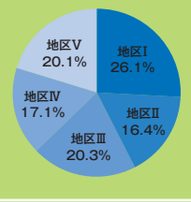
回答者の年代



市内在住の18歳以上の方（無作為抽出）を対象にアンケートを行い、その回答をもとにデータを作成しました。

アンケート発送：1,997通
回収：481通
回収率：24%

回答者の住まい

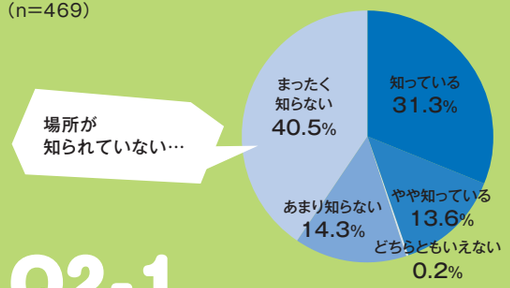


地 区 Ⅰ：高幡・三沢・落川・程久保・百草・新井・石田
地 区 Ⅱ：下田・万願寺・上田・宮・川辺堀之内・東豊田・豊田
地 区 Ⅲ：神明・日野・日野本町・栄町・新町
地 区 Ⅳ：南平・平山・西平山・東平山
地 区 Ⅴ：旭が丘・富士町・多摩平・大坂上・日野台

Q1

日野市中央公民館または高幡台分室がどこにあるか知っていますか？

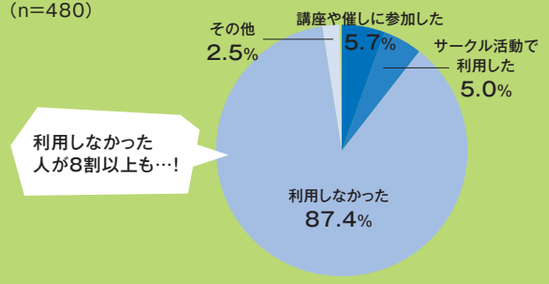
（n=469）



Q2

この1年間で中央公民館または高幡台分室を利用しましたか？

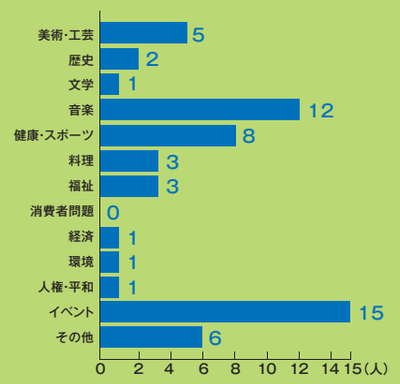
（n=480）



Q2-1

参加した講座や催しはどのようなものでしたか？

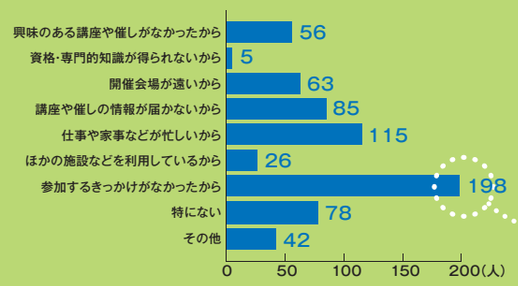
（Q2「講座や催しに参加した」方のみ回答）



Q2-2

公民館を利用しなかった理由は何ですか？

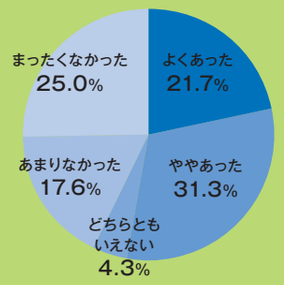
（Q2「利用しなかった」方のみ回答）



Q5

この1年間に何かしら学んだことはありますか？

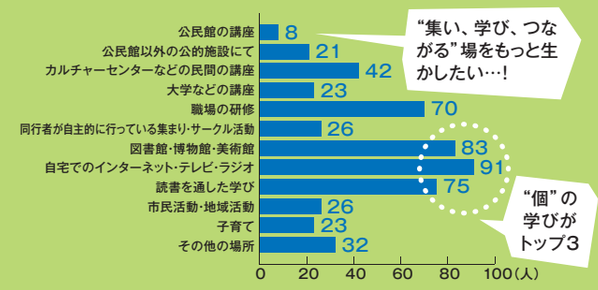
（n=460）



Q5-1

この1年間にどのような学びを行いましたか？

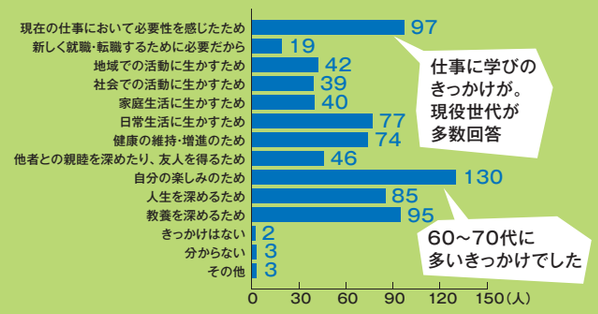
（Q5「よくあった」「ややあった」の方のみ回答）



Q5-2

学んだきっかけは何ですか？

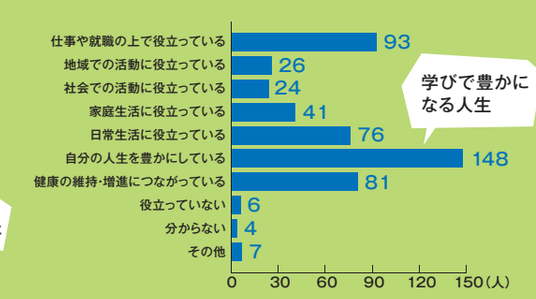
（Q5「よくあった」「ややあった」の方のみ回答）



Q5-3

学んだことが何かの場面で役に立つことはありましたか？

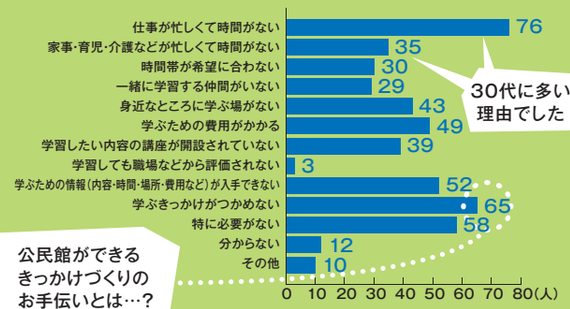
（Q5「よくあった」「ややあった」の方のみ回答）



Q6

この1年間に学んだことがなかった理由は何ですか？

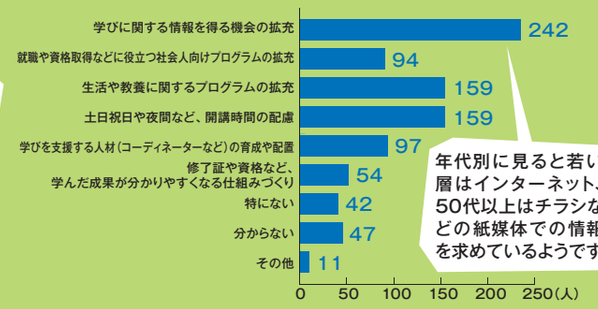
（Q5「どちらともいえない」「あまりなかった」「まったくなかった」の方のみ回答）



公民館ができるきっかけづくりのお手伝いとは…？

Q9

このまちで学びやすくするためには、どのような取り組みが必要だと思いますか？



※棒グラフのデータはすべて複数回答によるものです。

これからの公民館！

時代の移り変わりとともに変化する市民の暮らし。
そこに生まれた新たなニーズや課題に、公民館は向き合っていきます。



市民の暮らしに寄り添いながら

市民のつながりの中に〝学び〟を生み出す

地域への入口･学びのステージへ　令和２年　からの日野市の公民館

市民の暮らしに
寄り添いながら
市民のつながりの中に
“学び”を生み出す

第２次日野市公民館基本構想・基本計画の理念

開設から半世紀以上の歴史を重ね、日野市の社会教育の推進を担ってきた公民館。大きく時代が変わった今だからこそできること、公民館だからこそできることを、これからも市民のみなさんとともに追求していきます。令和2年＝2020年という時代の節目に、「市民の暮らしに寄り添いながら　市民のつながりの中に“学び”を生み出す」という新たな理念のもと、向こう5年間（令和2年度～6年度）の3つの目標を立てました。

基本目標１ ～市民の日常生活に寄り添って～

豊かな暮らしをつくる「学び」を生み出す

- ●市民の暮らしに寄り添った学びの循環づくり
- ●「学び、学びあい」による生きがいづくり

基本目標２ ～誰一人取り残さずに～

「学び」に集う人たちを地域や社会につなぐ

- ●地域をステージに、自ら考え、ともに行動する学びを実現する
- ●地域の社会的資源を生かし、学びを通して暮らしの課題解決を支援する
- ●暮らしと地域に結びついた安全安心な社会をつくる

基本目標３ ～まちの未来に向かって～

世代をこえて新たにつながる「学び」を創り出す

- ●子どもから大人まで切れ目のない学びを創造する
- ●平和な暮らしと社会を支える意識を育み、未来につなぐ
- ●さまざまな地域資源や学習の機会･場の情報共有を充実させる
- ●まちの自然･歴史･文化に親しみ、多世代間で知恵を交流する

情報化社会の進展によって、いつでも･どこでも･誰でもが学ぶことができる環境が実現したかといえば、決してそうではありません。むしろ、新たな暮らしや地域の課題も生まれてきているでしょう。それらの課題こそ、地域に根ざした公民館が関わっていく必要があります。

これからの公民館を一緒につくっていきませんか?

もっと地域の中で

これからの公民館はこんなことをやっていきます

暮らしにおける課題は年代によってさまざまです。令和2年からの公民館の役割や取り組みについて、**市民へのアンケート調査（「これからの公民館のためのアンケート調査」P28～29）**をもとに考えました。日常生活の課題や学びについて、地域に根ざした公民館だからこそできることがあります。



障害がある人の社会参加

一人一人の個性が認められ、それぞれが才能を発揮できる真の共生社会を目指して、公民館は「ともに生きる」の理念を掲げ、その動きを充実させていきます。



地域ぐるみで子育て

子どもを中心にして地域をつなぐことを考えます。子どもを持つ世帯も持たない世帯も、子どもの教育活動を通じて交流が生まれる地域づくりを支援します。

多文化交流の充実

公民館が外国籍の市民にとって最初の地域の窓口となり、地域の中で円滑にコミュニケーションを取り、つながり合えるように、より充実した多文化交流の機会をつくります。



よりよい暮らしのある地域のために

あらゆる世代やさまざまな属性の人がともに暮らす“地域”。それぞれの暮らしを豊かによりよくしていくためには、地域とつながる市民が増えることが大切だと、公民館は考えます。多世代･多文化交流の機会を増やし、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

それぞれの世代の課題解決のために

どの世代においても、より気軽に参加できる講座やイベントの増加が望まれています。それぞれの世代のニーズに合わせた事業の運営とともに、多世代交流の機会の創出や交流のきっかけづくりのコーディネート機能を充実させ、多くの世代が集い、つながる公民館にしていきます。



子育て世代へ

子育てしやすく、子どもたちが元気になる地域づくりを支えます。公民館では、仕事や育児などに忙しい世代の親子が参加できるプログラムや保育つきプログラムを充実させ、地域への情報発信に努めます。

若者たちへ

土日や学校の長期休業期間における、若者たちが参加しやすい講座やイベントの開催、大学や企業との協働でスキルアップができる環境づくりを推進します。また、自習スペースの開設など、若者にとってもオープンな場として開かれる公民館を目指します。



現役世代へ

責任ある立場の仕事、親の介護などで忙しく、余暇にまわす時間を省きがちな現役世代に、参加しやすい時間帯の講座やイベントの開催、また、学んだことが生かされる環境づくりや学習成果のフォローアップを充実させていきます。



高齢者の生涯学習

誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境づくりを進めます。認知症予防･食生活などの健康面や、防災･防犯など、この先の人生に必要な学びや地域のつながりが、公民館にはあります。すべての高齢者が安心して暮らし学び続けることのできる地域を目指していきます。



すべての世代に向けて

丘陵地と河川地域のある日野市。近年の極端な気温や天候の変動による影響を受けやすい地域といえます。また、公共施設までの交通が不便という声もあります。自然災害や犯罪などから住民を守る「共助」の意識を高めていきます。





発信力を高めます

公民館ホームページや公民館だよりなどで情報発信を続けてきた公民館ですが、市内全域への発信力や時代に即した広報など、より効果的な情報発信を推進していきます。



あらゆる世代のサークル団体を

活動歴20年を超える団体も多い公民館利用者サークル。メンバーの高齢化や固定化も聞かれるようになりました。令和2年からはサークル団体と公民館の連携を深め、新たな利用者とサークルとの橋渡しや若年層のサークル登録奨励など、市民のよりよい自主的な学び合いの場の提供に努めます。

公民館の価値の維持と向上のために

日野市の社会教育の推進を担ってきた公民館。そこで生まれた市民の学びや地域での循環はまちの財産となります。令和2年からの「学びの循環」の推進や、社会教育のさらなる発展に貢献するため、公民館も「より充実した公民館」を目指して前に進みます。

施設の維持と管理

開設から50年を超えた中央公民館は、建物も歴史を重ね、年季が入っています。これまでトイレの洋式化や電灯のLED化など、環境整備に努めてきました。今後も「日野市公共施設等総合管理計画（平成28年度策定）」の方針を踏まえ、必要な修繕などを計画的に進めていきます。また、日野本町7丁目周辺における各施設の更新を含め、関係各課で調整を図りながら検討をしています。





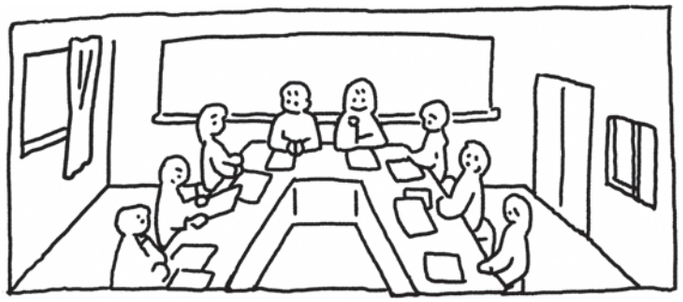
職員もスキルアップ

社会教育を担う公民館職員は、新たな暮らしや地域の課題を学びで解決する知識とスキルを持ち、市民が求める学びについて考えるべき存在です。令和2年には社会教育主事に関する省令改正も行われます。地域のコーディネートや学びのファシリテーション能力の、より一層の向上を目指します。

地域がステージ　公民館の新しい取り組み -1

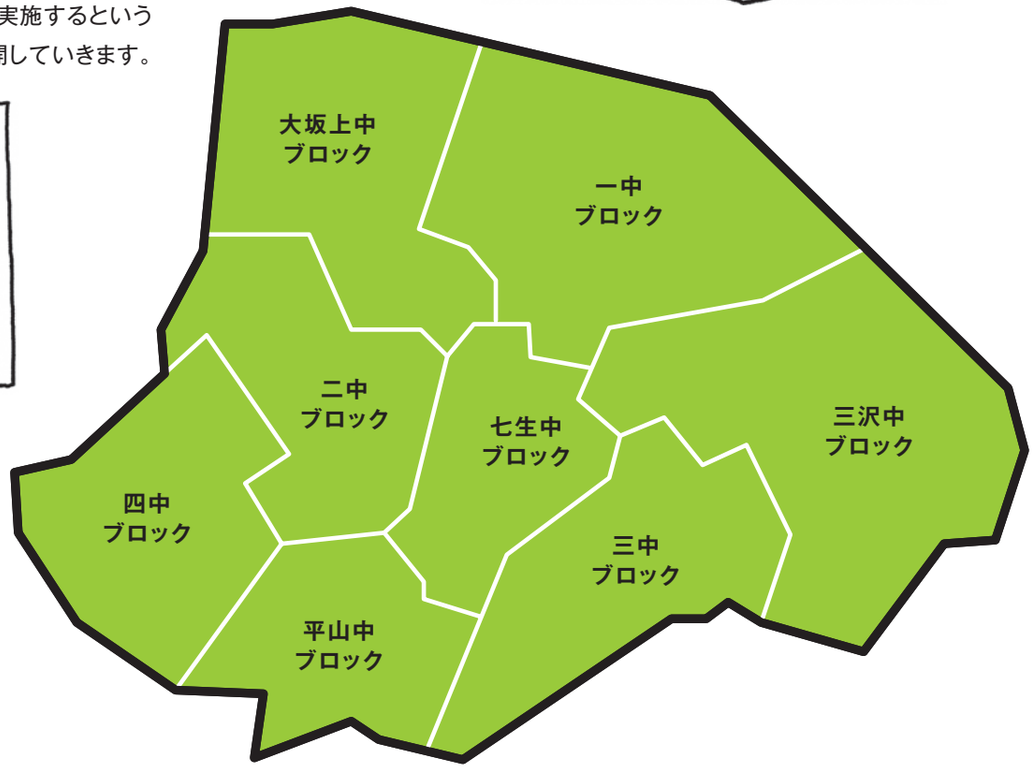
学びモデル事業

新しい学びの場として平成30年から始まった「学びモデル事業」。市内の8つの中学校地区ごとに、各地域の特性と課題を踏まえた学習の場を展開する移動公民館です。地域のコミュニティセンターや地区センターなどの公共施設を利用し、地域包括支援センターや実践女子大学などの協力のもと、イベントや講座などを開催。これまで公民館と縁のなかった市民との出会いも生まれています。地域住民と顔を合わせて言葉を交わし、その地でニーズを満たす事業を実施するという「学びモデル」をフォーマット化し、それぞれの地域で継続して展開していきます。



1 サロンの開催により、地域の声を集める

住民たちの地域に対する要望や悩み、また、それぞれの地域の特性や自慢などの声を集めるサロンを開催。どの地区でも地域の事業を一緒につくっていける参加者を、年齢や属性を問わず歓迎しています。ここでどれだけたくさんの声を集められるかが、その後の事業の展開に大きく関わってくるのです。



2 地域のニーズを満たす事業の企画

サロンで集めた「地域の声」をもとに、その地域の現状や特性、住民たちに必要とされていることなどを話し合い、考えます。住民たちが求めているもの、その地域をよりよくすることは何でしょう。暮らしの中からテーマを見つけ、企画を考え、会議を重ねてブラッシュアップしていきます。

3 「新しい学びの場」の開催

企画が決まれば、いよいよ実行です。イベントや講座の立ち上げから告知、集客や当日の運営、終了後の事務作業まで、一連の業務を地域住民とともに行います。地域団体との連携や学生の参画など、それぞれの特性を生かした多世代での運営も、地域に密接な事業だからこそ実現が可能です。

4 地域の課題解決と新たな公民館ユーザーの誕生

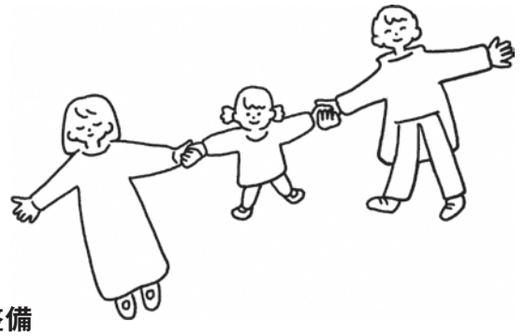
イベントや講座の開催を通して地域のニーズを満たし、学びにより課題を解決すること。これが公民館の役割ですが、移動公民館ならではのもう一つの役割は、新たな出会いの創出です。中央公民館と高幡台分室以外の場所で事業を実施することで、それまで公民館を利用したことがない市民との出会いが生まれることを期待しています。



地域がステージ　公民館の新しい取り組み -2

ゆるやかにつながる空間の創出

居場所事業



◎ゆるやかにつながる機会と場所の拡充
◎つながることで学びが深まる仕組みの整備
◎未利用者とのつながりを生み出す環境の整備

上記3つの方向性は、公民館利用者同士の交流のあり方について、平成31年（2019年）3月に公民館運営審議会による答申に示されたものです。これを受けて、公民館では利用者同士がつながる空間創出事業を実施しています。中央公民館では「ゆる･カフェ･時間」と「子ども将棋指導対局」、高幡台分室では「ぱそこんくらぶIN高幡台分室」と「程久保うたごえパーク」、そして「子ども囲碁サロン」など。どの取り組みも参加無料で申し込み不要、定期的に開催しています。「はじめまして」の方ももちろん大歓迎。講座やサークルとはまた違う、公民館の中でより気軽に足を運んで参加できるオープンな居場所を、ぜひのぞいてみてください（それぞれの開催日程は公民館ホームページや『広報ひの』にて）。

新しいことが生まれるみんなの居場所

ゆる･カフェ･時間

公民館の談話室で月に1度（不定期）開催されるお茶の時間。中央公民館近隣施設（ひの児童館、日野市社会福祉協議会ボランティア･センター、日野図書館）との連絡会「ご近所会議」と連携し、ゲスト探しやプログラムの企画、運営を行っています。音楽やおしゃべりなど、季節に合わせたメニューを用意して、カフェにいるようなくつろげる空間をつくり出します。

子ども将棋指導対局
子ども囲碁サロン

中央公民館では「子ども将棋指導対局」、高幡台分室では「子ども囲碁サロン」が開催されています。子ども将棋指導対局は、公民館を利用する将棋サークルのメンバーと子どもたちが対局。サークル交流の場として、また、3世代交流の場として認知度を高めています。

ぱそこんくらぶIN高幡台分室

高幡台分室の講座室と講座用パソコンを活用し、ワード、エクセル、インターネットなど、各自が学びたいことを自由に学び合う場です。持参のパソコンやスマートフォンを使っての参加、1回だけの参加も可能。ツールの勉強を通し、人と人とをつなぐもう一つの学び舎として開催しています。

程久保うたごえパーク

童謡や唱歌などさまざまな歌を、電子ピアノや箏、クラリネットの生演奏に合わせてみんなで一緒に歌います。家ではなかなか出すことのない大きな声で歌うことがストレス解消となり、リフレッシュできる人気の事業。また、地域での仲間づくりや生きがいづくりの場としても機能しています。

地域がステージ　公民館の新しい取り組み -3

大学連携の充実

地域の課題解決と公民館の新たな利用者の誕生に向け、「若者を公民館へ」と継続して取り組んでいる大学連携事業。年々事業が広がり、連携に深まりが生まれています。公民館をフィールドに学生と従来の利用者が出会い交流する機会の創出も見られ、公民館から生まれた「学び」で「人」がつながり、新しい公民館運営に向けた未来像が、よりはっきりと描き出せるようになりました。



帝京大学教育学部丹間ゼミ連携事業

ようこそ！地域のリビングへ

学生たちが公民館まつりに参加し、「あなたと公民館」をテーマに公民館利用者に向けインタビュー。それぞれのライフストーリーを冊子『ようこそ！地域のリビングへ～公民館へのあなたの一歩～』にまとめ、平成31年3月に発行。冊子は公民館をまだ利用していない市民へのメッセージにもなりました。

実践女子大学現代生活学科須賀ゼミ連携事業

「アートかるた」から始まる地域づくり

高齢者へ向けたメッセージを読み札の文言に、その言葉をもとに絵画をコラージュした絵札を学生たちが製作。多世代交流のきっかけとしてかるた大会を開催しました。笑いあり、おしゃべりあり、元気が生まれる事業として地域に広がりつつあります。

地域がステージ　公民館の新しい取り組み -4

ひの市民大学の充実

「いつでも、どこでも、だれでもが学べる」を基本方針に、平成16年（2004年）より運営されるバラエティに富んだ学びの場･ひの市民大学。さまざまな内容の講座を市民が企画し、講師の依頼などの運営を行い、市民目線での「学び」を提供する事業と、日野市内にある大学と連携して学内で市民の学びのための連続講座を行う事業があります。

若者･子育て世代部会の設置

令和元年度より、若者･子育て世代に特化した企画を立てる部会が誕生。大道芸や母親に向けたワークショップ、また、子どもたちがビジネスや日野の伝統文化を体験する講座などを実施。受講した市民が自ら考え、行動していくように促す企画が多いのが特徴です。

大学連携コースの増設

実践女子大学生涯学習センターに協力を得て平成29年度より連携コースを開催。令和元年度には明星大学地域交流センターと連携し、市民が宇宙や地球の最先端の研究に触れられる連続講座が実現。大学の特色を生かしたアカデミックな学びの場が生まれています。

※事業の名称や内容は、令和元年12月31日現在の情報です。

基本目標に基づいた施策ロードマップ

これから5年間の公民館の歩み計画

基本目標1 豊かな暮らしをつくる「学び」を生み出す

「学び」による地域の豊かな暮らしづくりは、公民館の一番の使命。市民のみなさんに、必要な情報は届いているでしょうか。これからは公民館自体の情報発信力の強化も取り組みの大きな柱の一つです。より一層市民の暮らしに寄り添い、学びの循環をつくり出していきます。

令和2年 2020 | 令和3年 2021 | 令和4年 2022 | 令和5年 2023 | 令和6年 2024 ›

市民の暮らしに寄り添った学びの循環づくり

楽しく学び、集って生きる	継	成人事業を活用した体験･対話ができる学びの場の創造
	継	ひの市民大学における市民の「学びたいことを学べる」場の充実
	継	中央公民館のテラス･談話室を使った効果的な「多世代広場」事業の実施
	継	東京都公民館連絡協議会･大学などの情報網を生かしたスキルアップのための学習情報提供
情報発信	新	公民館ホームページの充実、SNS利用などによる公民館認知度の向上事業
	新	公民館だよりの充実および「人」を介した配布方法による公民館認知度の向上事業
	新	公民館未利用者のニーズを把握した、新たな来館者の広がりを目指す事業
	新	学校との連携強化のためのICTシステム導入などの検討
公民館の運営	継	公民館運営審議会による適正な評価
	継	老朽化する公民館の運営維持

「学び、学びあい」による生きがいづくり

新しい公民館の運営	新	NPOなどの関係機関との協働による生きがい創出事業
	新	夜間の空き部屋の市民利用（学生の学習場所）による活用事業
学び、学びあい事業の促進	継	高齢者事業を活用した体験･対話ができる学びの場の創造
	継	映画会事業を活用した体験･対話ができる学びの場の創造
	新	市民の企画から学んだことを生かせる環境づくり、フォローアップ支援事業
サークル活動への支援	継	サークル運営への職員の相談･支援スキルの向上
	継	サークル交流会による利用団体の相互学習の充実
	新	イベントなどを通じたサークル活動による公民館未利用者への学ぶきっかけづくり

□ 事業開発期間　■ 事業実施期間　新…新規／継…継続／拡…拡充

基本目標2 「学び」に集う人たちを地域や社会につなぐ

誰一人取り残さない社会の実現は、自分の身の回りにある小さなコミュニティへの関心から始まるのではないでしょうか。日々の暮らしのある地域への参加にも、その入口はあるはずです。たくさんの人が自分のまちに興味を持ち、よりよい関係性が地域の中に増えていくように、公民館は地域の中の知や学びの循環に力を注いでいきます。

令和2年 2020 | 令和3年 2021 | 令和4年 2022 | 令和5年 2023 | 令和6年 2024 ›

地域をステージに自ら考え、ともに行動する学びを実現する

地域をステージにした学びの機会･場の創造	拡	「学びのモデル事業」を発展させ、地域の社会的資源と連携し活用する「移動公民館事業」への拡充
	新	さまざまな知識･技術を持った市民を募集し、市民の生活課題解決に結びつける仕組みの開発
	新	市内企業などとの連携による事業の充実
多文化共生社会の支援	継	国際理解講座を通じた多世代交流の場づくり事業の実施
	継	障害をもつ少年たちを通じた多世代交流の場づくり事業の実施
	継	障害者事業の成果を「見える化」し、市民が事業支援に参加することを促す事業の推進
	新	誰一人取り残さない社会を実現する「SDGs」を学び、実践する事業の実施
	新	サークルや民間企業などと連携し、外国籍の市民に日野市の魅力を知ってもらい、地域への参加を促す事業の推進
高幡台分室の魅力向上	新	自然豊かな地域の魅力を生かし、地域の若者･大学･企業などと協働する事業の展開
職員の地域コーディネート力向上	継	職員がより市民のために学びの提供ができる知識・技術を持ち、地域コーディネートやネットワークを構築する能力取得のための研修の実施

地域の社会的資源を生かし、学びを通して暮らしの課題解決の支援をする

暮らしのための学びを入口に地域活動	継	地域の若者の発想を生かした、暮らしの課題解決のための学びの事業の実施
暮らしに寄り添う事業の実施	継	現代社会の「生きづらさ」を学びによるコミュニティで応援する事業の実施
	継	「社会教育無料の原則」の維持

暮らしと地域に結びついた安全安心な社会をつくる

安全安心な社会の応援	継	丘陵地･河川地域の特質に即した防災講座などの充実
	継	消費生活関係団体などとの連携による、市民の暮らしを守る講座などの充実

基本目標に基づいた施策ロードマップ

基本目標3 世代をこえて新たにつながる「学び」を創り出す

公民館がいつでも誰でもが学べる場であり続けることで、そこにはさまざまな世代が集まり、市民は人生のどのステージにおいても、生涯にわたって公民館で学びを得ることができます。地域の中であらゆる世代が交流し、ともに当事者としてまちの自然や歴史、文化に親しみを持てば、そこには必ず学びの循環が生まれ、まちへの愛着が育まれるでしょう。

令和2年 2020 | 令和3年 2021 | 令和4年 2022 | 令和5年 2023 | 令和6年 2024 >

子どもから大人まで切れ目のない学びを創造する

切れ目ない学びの機会・場の創造	拡	地域資源を活用した成人事業により、多世代交流や体験を充実させる
	継	子どもを主役にする事業による多世代交流の実現
	継	若者・子育て世代やさまざまな条件の市民が参加しやすく、交流できるプログラムの充実
	継	地域福祉と連携した、食生活・健康などを向上させるプログラムの充実
	新	子どもがまちを学び、体験し発表する「子ども企画会議」事業の実施
	新	市民のワークライフバランスに貢献する、働きながらでも学べる環境の実現
集いの場の拡充	継	公民館主催イベントや市民活動関係団体のイベントを生かした、市民の交流・相互学習の場の充実
集いの場の創造	新	保育室および周辺を修繕し、多世代がくつろぎ、交流できる「多世代ガーデン」の創造

平和な暮らしを支える意識を育み、未来につなぐ

人権を守る事業の推進	継	憲法・人権講座の充実
平和を維持する事業の推進	拡	平和事業への若い世代の参加促進

さまざまな地域資源や学習の機会・場の情報共有を充実させる

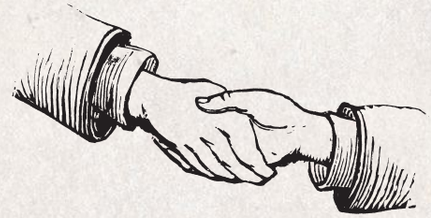
社会教育施設との連携	継	市内社会教育施設（図書館・博物館など）やその他の社会的資源との連携による、市民がまちを知り、学びを実践する場の充実
	継	生涯学習部門による1課3館合同事業の推進

まちの自然・歴史・文化に親しみ、多世代間で知恵を交流する

まちの文化・歴史を生かした学びの機会・場の創造	継	伝統文化を生かした講座などの創造
まちの自然を生かした学びの機会・場の創造	拡	田んぼの学校を活用し、自然環境を多世代で体験できる学びの場の創造
	拡	ひのっ子シェフコンテストを活用した「日野の農」を知る学びの機会の創造

「公民館における利用者交流のあり方について」
日野市公民館運営審議会から平成30年度答申より②

現代における人々の交流を考える



現代は、個人を尊重する社会である。同時に、個人は自立した存在であることが求められている。しかし、自立とは他者との関係を失った孤立とは異なる。必要な時に周囲に頼ることのできる人間関係を築いていることが、真の自立であろう。

このように考えた時、公民館における利用者交流の視点として、個に閉じた学びを少しずつ周囲へ開いていくことが重要なのではないか。利用者個人や個々のサークルでの学びや活動を重視しながらも、必要に応じて他者や関連団体と関わることができる、ゆるやかなつながりを構想していくことが鍵となる。

近年では、他者とつながることに対して抵抗を感じたり拒絶したりする人もいる。例えば、町内会や自治会などは、地域活動の実施や地域課題の解決を担う重要な地縁団体であるが、加入率が低下している地域も少なくない。地縁に根ざした団体である以上、メンバーが固定化したり、年齢や役職によってメンバーの序列化が生じたりすることがあり得る。そうした中で、強制力のあるつながりや強固な人間関係に対して、距離を置いたり参加を拒んだりする人が生じているのだろう。このような状況を鏡にしたとき、公民館を利用する人々の人間関係において、メンバーが固定化したり序列化されたりすることは、あまりそぐわないと考えられる。加えて、公民館は社会教育施設として人々の自由で主体的な学びを支えるという基本からしても、組織や団体への強制的な加入や動員は避けなければならない。

公民館における利用者交流のあり方は、あらゆる人に広く開かれたものであることが求められる。公民館では、学ぶ者と教える者の間に境界はなく、対等に学び合う視点が不可欠である。また、古くからの利用者と初めて訪れる利用者の間にも上下関係はなく、むしろ互いに刺激し合うことが期待される。さらに、公民館の開かれたつながりの人間関係を考える上では、現在のみに目を向けるのではなく、持続可能な公民館という観点から、世代間でのつながりをはじめ、未来の新たな利用者のことも考え、現在のつながりを開いていく必要がある。

昭和61年（1986年）、日野市中央公民館は創設20周年を迎え、それを機に市民サークル「中央公民館利用者交流会る～ぷ（以下、「る～ぷ」）」が発足した。「る～ぷ」はサークルでありながら、公民館全体でのサークル間の交流を促す取り組みを数々蓄積してきた。公民館まつり、三者懇談会（公民館利用者・公民館運営審議会委員・公民館職員による）、年末の大掃除など、「る～ぷ」は現在も公民館の運営において欠かせない存在となっている。

しかし「る～ぷ」の会員数減少や高齢化などにより、今までと同じ形でそれらの事業を支えていくことが難しくなりつつある。「る～ぷ」の取り組みを今後どのように維持していくかを考えると同時に、「る～ぷ」だけでない、持続可能な公民館を支える利用者交流のあり方を検討する時期にきていると考えられる。

また、サークル間だけでなく地域との交流についても、これまで公民館があまり積極的に取り組めていない課題の一つである。公民館と地域の関係を改めて問い直し、市内全域に対して公民館事業を届けていくような取り組みや、地区センターなどを活用した講座の開催について、実施の形を検討していく必要がある。同時に、自治会や町内会をはじめ、子ども会、老人クラブ、消防団などの地縁団体に対して、公民館の事業を積極的に広報していくことも重要ではないだろうか。そうした地縁団体の担い手となっている市民の中には、かつて公民館を利用していた、もしくは現在も公民館で活躍している方がいる。地縁団体と公民館が情報共有の体制を築いて、役割分担のもと連携していくことが求められる。そのうえで、公民館における利用者交流を、すでに利用している人だけでの交流に留めず、まだ公民館を利用したことのない市民に向けて開いていくことが大きな課題といえるだろう。

column

公民館を支える制度と法律

社会教育法は、教育基本法の精神にのっとって制定された社会教育に関する法律で、公民館の目的や意義を規定しています。この法律は、戦後間もない昭和24年（1949年）、国民の自由で主体的な学習を保証するために定められました。

社会教育法第2条において、社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義されています。そして、同法第3条第3項では、国および地方公共団体は、「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」としています。日本全国の公民館は、この「社会教育の奨励に必要な施設」として位置づけられています。

また、社会教育法に規定された公民館運営の評価を行う機関として、公民館運営審議会があります。この審議組織は、公民館の各種事業に市民や識者の評価を取り入れる大切な存在です。公民館は、事業報告とともに市民の声（事業報告書や参加者アンケート調査結果など）を公民館運営審議会に提示し、それをもとに公民館審議会が事業を多角的に評価します。その評価をもって公民館は事業内容の向上に励んでいます。日野市の公民館では、今後、市民のニーズをより一層取り入れるため、公民館を利用するサークル交流会などでも公民館の運営を検討する場を設け、市民主体の学びの場をさらに充実させていく方針です。



「公民館における利用者交流のあり方について」
日野市公民館運営審議会から平成30年度答申より③

これからの交流に向けた取り組み

日野市中央公民館では、平成30年1月に東京都内で公民館を設置している市町宛てに「公民館利用団体連絡会等に関するアンケート」を実施した。13市・35館から回答があり、それによると、回答のあった市町のうち、9割以上の公民館に利用者連絡会またはそれに準ずるものが組織されていた。他市町の公民館における利用者連絡会などの設置経緯については、公民館からの呼びかけという例がほとんどであった。参加についてはサークル単位とするケースがほとんどであったが、個人での参加が可能な例も見られた。また、運営については、役員や会則を決めて利用者主体で進められている例が目立った。公民館まつりの運営、公民館運営のあり方についての話し合い、学習会や交流会が行われていた。

時代の流れによる価値観の変化や人々の交流のあり方、また東京都内の他の公民館での取り組みなどを踏まえ、日野市公民館運営審議会は、日野市の「公民館における利用者交流のあり方」についての方針として、次の3点を提起する。

一、ゆるやかにつながる機会と場所の拡充

- 公民館を利用するための入り口を広く、敷居を低くすることを重視して、気ままに出入りすることができる新たな講座や事業を企画する。また、市民がより豊かな日常生活を送ることができるよう、市民の実際生活に密着した公民館事業を推進する。
- 公民館の持続可能な運営について検討し、公民館まつりなどの主催事業の企画と運営に、利用者がより参加しやすい仕組みづくりを推進する。

二、つながることで学びが深まる仕組みの整備

- サークル同士が互いの共通点や相違点を見出して、自らのサークルの学びを深めて交流することの価値に出会うために、同種サークルでの交流事業を実施する。
- サークル間での成果発表や親睦の場を実施する際に、他のサークルの思いに共感したり、他のサークルと資源を共有したりすることによって、自らの学びや感動を深められることが感じられるよう、共感や共有をテーマとしたプログラムを企画する。
- 既に組織されている陶芸サークルと調理サークルの連絡会の体制を参考に、他の可能な分野において同種サークルが連携する仕組みを整備する。

三、未利用者とのつながりを生み出す環境の整備

- それぞれのサークルがメンバーの固定化や高齢化によって持続可能な運営に困難をきたさぬよう、他のサークルとの情報共有や新たなメンバーを迎え入れる体制づくりを、公民館が主導して行う。
- 町内会・自治会をはじめとする地縁団体に対して、公民館に関する情報提供を積極的に行うとともに、公民館以外の施設等における事業を拡充して、市内全体に公民館の学びを届ける。また、サークルと地域の交流を通して、公民館を利用したことがない市民に向けて、公民館が市民のより良い生活を支えるための施設であることを発信する。
- 訪れるすべての市民にとって公民館が居心地の良い空間と時間とになるよう、談話室をはじめとするフリースペースについて、ハード面での環境の整備を進めるとともに、ソフト面での事業をさらに充実する。

公民館を使おう

公民館では、学習活動などを目的とした、
さまざまなジャンルのサークルが活動しています。
興味のある活動を探すもよし、新たに立ち上げるもよし。
まずは公民館を使ってみませんか？









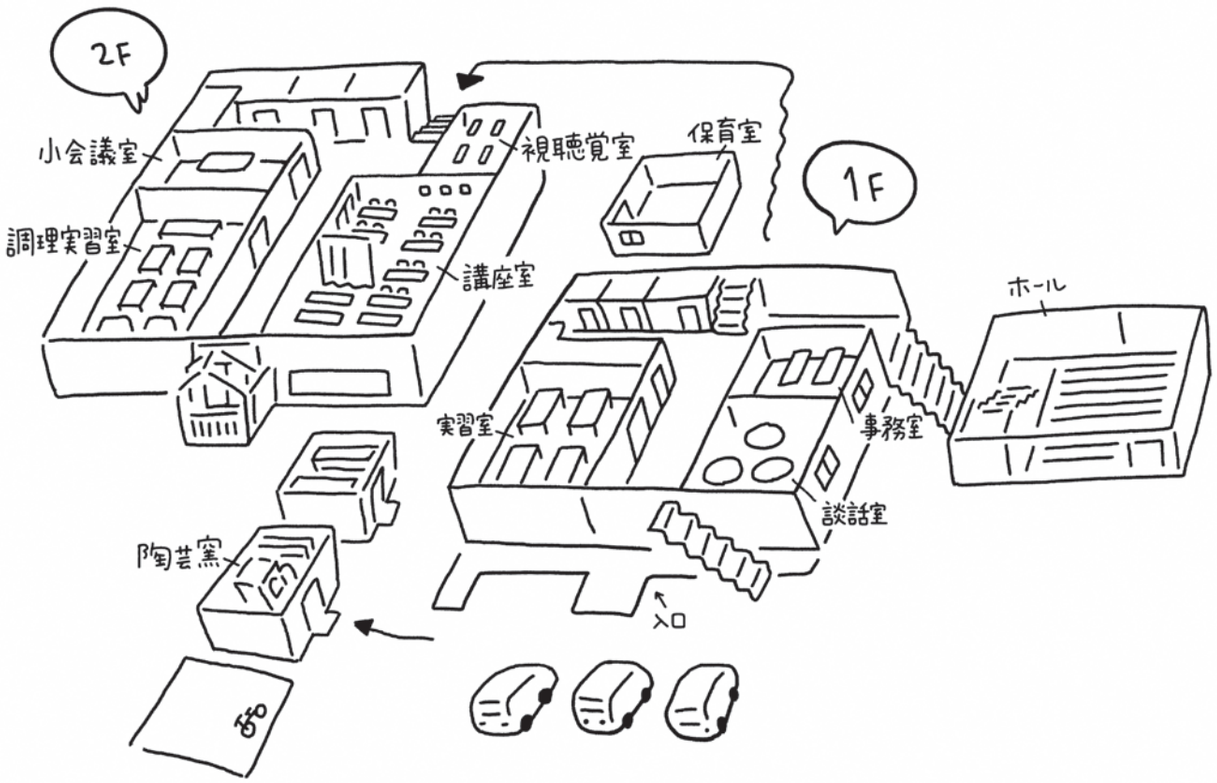






市民の学びの2つの拠点

日野市中央公民館と高幡台分室



日野市中央公民館

昭和41年の開設以来、市民の学びやつながりづくりに携わってきた中央公民館。入口を入ってすぐの談話室ではおしゃべりをする人、囲碁をする人など、それぞれが思い思いの時間を過ごしています。楽器の演奏ができるホールや映画上映ができる視聴覚室、離れの陶芸窯や保育室など、市民の学びの要望に応え、さまざまな活動を支えてきました。市民が愛着を持って使い、受け継いできた建物や備品、機材などを、ぜひ地域での学びに有効活用してください。

ACCESS

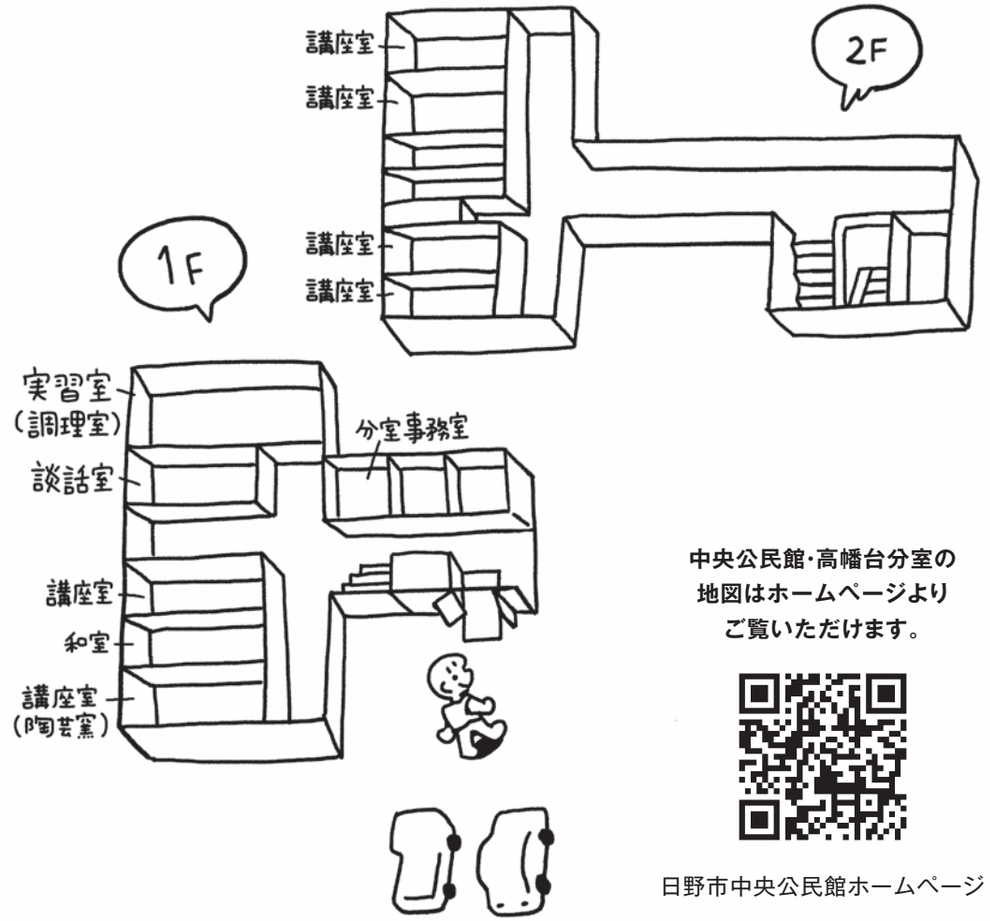
日野市日野本町7丁目5番地の23
TEL：042-581-7580
FAX：042-581-2110
休館日：月曜日・祝日・年末年始
JR中央線「日野」駅より徒歩8分
京王バス「日野本町」バス停より徒歩2分
京王バス「生活・保健センター前」バス停より徒歩5分

日野市中央公民館高幡台分室

高幡台の見晴らしの良い台地に位置する高幡台分室。小学校の旧校舎を活用し、平成16年に開設されました。旧校舎には現在、高幡台分室のほかに、郷土資料館や教育センター、学童クラブも入居しています。日当たりの良い高幡台分室には、かつての教室を使った講座室のほか、広々とした調理室や和室、電気式の陶芸窯や作業台のある部屋もあり、講座やイベントによっては校庭や体育館も利用されています。

ACCESS

日野市程久保550番地
TEL：042-592-0864
FAX：042-594-1915
休館日：月曜日・祝日・年末年始
京王線「高幡不動」駅より徒歩20分
多摩モノレール「程久保」駅より徒歩7分
京王バス「高幡台団地」バス停より徒歩5分



中央公民館・高幡台分室の
地図はホームページより
ご覧いただけます。

日野市中央公民館ホームページ

公民館でできること



年間で7万人近い施設利用がある日野市の公民館。
中央公民館と高幡台分室それぞれの立地や機能に合わせて、音楽・美術・文芸・料理・スポーツなどさまざまなサークル団体が登録し、利用しています。

※公民館登録団体の活動内容例です。詳細は公民館のホームページをご覧ください。

スポーツ・ダンス

登山
社交ダンス
ビーチボールバレー
フライフィッシング
日本舞踊
体操
3B体操
ダンス
ハイキング
テコンドー
エアロビクス
ヨガ
ウィンタースポーツ
太極拳
ピラティス



料理

男の料理
手打ちうどん
手打ちそば
スイーツ

美術・工芸

パステル画
水彩画
色鉛筆画
陶芸
切り絵
さきおり
書道
油絵
ステンドグラス
アクリル画
竹かご編み
写真
木彫



趣味・教養

将棋
ハワイアンキルト
鉄道模型
ネイル
折り紙
囲碁
中国茶
麻雀
手芸
ペン字
アナログゲーム
韓国語
手作りおもちゃ
英会話
パソコン
オセロ
ファシリテーション
テーブルゲーム



演劇・音楽

尺八
フルート
ギター
ハーモニカ
マンドリン
コーラス
リコーダー
人形劇
伝統芸能
三味線
オーケストラ
合唱
オカリナ
芝居
音楽鑑賞
弦楽合奏
ピアノ
発声練習
朗読
ウクレレ
二胡



文芸・歴史

川柳
自然調査・研究
エッセイ
歴史調査・研究
俳句





公民館Q&A

「よく知らないから行ったことがない」方へ

「公民館って…、公民館でしょ」と漠然と思っていませんか？
ぜひ、「学び」「集う」ために公民館を使ってください。公民館は子どもから大人まで、「はじめまして」の方の来館を心からお待ちしています！

Q1 公民館って勝手に入っていいの？何ができるの？

A1 公民館は出入り自由です。談話室は自由な空間です。待ち合わせ場所として、団らんの場として、どうぞ気軽に立ち寄ってください。館内各部屋の貸し出しについては、5人以上の自主サークルと決まっています。団体登録は公民館でできますので、お気軽に事務室にお尋ねください。

Q2 子どもでも公民館を使えますか？

A2 もちろん！ お待ちしています。公民館はみんなの居場所でみんなの学びの場です。談話室で宿題をしたり、本を読んだりしている子もいます。児童館や公園と公民館を行ったり来たりして遊ぶ子どもや、時には友だち同士で飛び回っている子もチラホラ…。

Q3 講座やサークルの情報はどこで見られますか？

A3 公民館の主催講座などは、市広報『広報ひの』や市および公民館のホームページ、市内の各施設で配布しているチラシなどでご覧いただけます。また、サークルの情報は公民館で閲覧できるサークル紹介冊子でも公開しています。新規サークルの相談もお待ちしています。

公民館利用案内

公民館の利用には、団体登録が必要です（談話室やフリースペースを除く）。団体登録は中央公民館または高幡台分室窓口にて、開館日の8:30～17:00まで受け付けています。

利用できる団体 日野市在住で社会教育活動を行う5人以上の自主サークル
（営利・宗教・政治団体は利用できません）

部屋利用申込み 「施設予約システム」によるインターネット予約制。2か月先までの予約が可能です。
（パソコンの操作が不安な方やご自宅にパソコンがない方のために、中央公民館および高幡台分室に利用申込みができるパソコンを用意しています）

抽選 毎月1～7日に施設予約システムにて抽選申請を受け付けています。8～15日が抽選結果確認となり、当選の団体は期間中に当選申請の手続きが必要です。16日以降は空き状況により先着順で予約が可能です。

使用時間区分 午前 9:00～12:00
午後 13:00～17:00
夜間 18:00～21:30

使用料 無料（団体登録した団体が社会教育活動のため使う場合に限る）

※日野市公民館ホームページにて、登録サークル団体の一覧を公開しています。見学などは公民館へお問合せを。

保育事業のご案内

・公民館が行う保育つきの講座…『広報ひの』にて募集、要予約
　対象:1歳6か月から小学校就学前の幼児
・保育登録サークルの公民館での活動
　対象:1歳6か月から小学校就学前の幼児がいるサークル
※年度途中に1歳6か月を迎える幼児を含みます。
※保育利用は登録が必要です。
・保育場所:中央公民館保育室ほか
・保育時間:おおむね2時間 ※休館日を除く
詳細は公民館までお問い合わせください。

※公民館のホームページにも利用案内を掲載しています。

参加者アンケートより

公民館ユーザーに聞きました

近年開催した事業のアンケートから、反響の大きかった事業や参加した市民の声を、ほんの一部ご紹介します。公民館はこれからも、たくさんの方の利用をお待ちしています。

1年間で開催した事業　**101**事業

公民館主催事業の参加人数　のべ**22,875**人

中央公民館施設利用者　のべ**41,251**人

高幡台分室施設利用者　のべ**28,477**人

公民館事業に関わった人　のべ**92,603**人

日野市の人口の1/2くらい…!

（平成30年度）

ひの市民大学「コソダテにまつわる哲学カフェ」

乳幼児の母たちが子育て中に出会う、簡単には答えられない「問い」を持ち寄り、お茶を片手に本音を語るカフェ形式の対話の場。その日のテーマを決めて、自分と相手とその“場”を大切にしながら、それぞれの思いを受け止め合い、自分をアップデートする時間となりました。令和元年7月11日、9月20日開催。

自分と子どものことで頭がいっぱいだったけれど、他の人の考えや視点を垣間見ることで、自分の視野が広がったと思う。



初めて会った人と深い話ができて楽しかった。まだまだ話したい。



家族の思い出に。

きれいだった。

みんないろいろ工夫しながらランタンを飛ばし、楽しそうに空を見上げていました。



夢が輝く! スカイランタンづくり講座

地域の若者の企画書から実現した講座です。「夢に向かって」をテーマにランタンを製作し、高幡台分室の夜空に飛ばしました。ふんわり空に浮かぶ明かりを、参加者と一緒に楽しみました。参加者も職員も、ともに感動した講座です。令和元年12月15日開催。

着物の帯地で作るお雛さま

平成30年度に開催した「つるし雛を作ろう」講座に続き、今年度は古い着物の帯地でお雛さまを作る講座を開催しました。令和元年10月～11月の4回講座。

初めて公民館の講座に参加しました。とても丁寧に教えてくださり楽しい会でした。



無事作り上げました。出来上がって感激です。古い着物を有効活用できる講座、もっとあればいいです。

ひの市民大学「浅川子どもビジネススクール」

子どもたちが、企画･仕入れから地域のおまつりの模擬店販売までを体験。楽しみながら「ビジネス感覚」を育みました。令和2年1月、3回講座。

商売が楽しい。小さい子に「ありがとう!」と言われるのが嬉しい!

準備からやり、成功（売り切れ）して嬉しかった!



親子で参加することで、一緒に楽しめる時間となりました。

ひの市民大学「かたちであそぼう」

さまざまな“かたち”からイメージする力を育む幼児教育法と、デザインの基礎を組合わせた作品制作により、どんな人でもアートに親しみ楽しむことができる親子ワークショップ。令和元年11月30日開催。

のりや折り紙を思い切って使うことができ、子どもと一緒に自分も楽しみました。

子どもが自由に紙を貼っていき、絵を創る姿を見て嬉しくなりました。

親世代に日本の伝統文化を伝えることで、子どもにも継承できることが素敵です。

季節を楽しむ和の行事

こよみに合わせた伝統行事や習慣を、「お話」と「童謡を歌う」、そして「季節のお菓子づくり」などで構成。親子で楽しめる学びの場となりました。令和元年6月～令和2年2月、6回講座。

ひの市民大学「あなたの街の非常食 多摩川水系で魚釣り」

もしもの時のために、日野を流れる多摩川水系の魚たちを獲り調理を体験し、生き残りのサバイバル術を学びました。令和元年9月7日開催。

思いのほか、簡単に魚が釣れて嬉しかった。

初めての釣りだったが、非常食としての川の意味を知った。



おわりに

ひとりひとりが自分の学びにたどり着いていく。
ひととひとがつながって学びがひらかれていく。
日野の土に生かされ、水に潤い、緑にひらかれて
ともに学び合っていく。
今の我らを超えるために学び
我らの暮らしを我らの営みになすために学ぶ。
相手のリアルに身を置き、自分のリアルを見つめ、暮らしが合わさっていく。
生き合える喜びを生みだす学びにたどり着いて
自分に宿る自分の願いにたどり着いて
人間がひらかれていく。

学びが織りなす　ひととひととの息遣いの中に、日野はある。



日野市教育委員会
教育長
米田 裕治



日野市中央公民館高幡台分室

参考資料

公民館を取り巻く関係法令

①日本国憲法

施行日　昭和21年11月3日

第26条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②教育基本法

施行日　昭和22年3月31日　最終改正日　平成18年12月15日

第3条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第12条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
2　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

第13条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

③社会教育法

施行日　昭和24年6月10日　最終改正日　令和元年6月7日

（この法律の目的）
第１条　この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）
第2条　この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）
第3条　国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。
2　国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
3　国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）
第5条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。
一　社会教育に必要な援助を行うこと。
二　社会教育委員の委嘱に関すること。
三　公民館の設置及び管理に関すること。
四　所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
五　所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
六　講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
七　家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
八　職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
九　生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
十　情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
十一　運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
十二　音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開

催及びその奨励に関すること。
十三　主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
十四　青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
十五　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
十六　社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
十七　視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
十八　情報の交換及び調査研究に関すること。
十九　その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務
2　市町村の教育委員会は、前項第13号から第15号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第9条の7第2項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
3　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第5章　公民館
（目的）
第20条　公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）
第21条　公民館は、市町村が設置する。
2　前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という）でなければ設置することができない。
3　公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）
第22条　公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りではない。
一　定期講座を開設すること。
二　討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
三　図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
四　体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
五　各種の団体、機関等の連絡を図ること。
六　その施設を住民の集会その他公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）
第23条　公民館は、次の行為を行つてはならない。
一　もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
二　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
2　市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）
第23条の2　文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。
2　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）
第24条　市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条　削除

第26条　削除

（公民館の職員）
第27条　公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。
2　館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
3　主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条　市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第30条第1項及び第40条第1項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

（公民館の職員の研修）
第28条の2　第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

（公民館運営審議会）
第29条　公民館に公民館運営審議会を置くことができる。
2　公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条　市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。
2　前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第31条　法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

（運営の状況に関する評価等）
第32条　公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）
第32条の2　公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
（基金）
第33条　公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

（特別会計）
第34条　公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

（公民館の補助）
第35条　国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
2　前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条　削除

第37条　都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条　国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。
一　公民館がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づいてした処分に違反したとき。
二　公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになつたとき。
三　補助金交付の条件に違反したとき。
四　虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

（法人の設置する公民館の指導）
第39条　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

（公民館の事業又は行為の停止）
第40条　公民館が第23条の規定に違反する行為を行つた時は、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずるこ

とができる。
2　前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

（罰則）
第41条　前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

（公民館類似施設）
第42条　公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。
2　前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

④社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令
施行日　令和2年4月1日

（修了証書の授与）
第8条　講習を行う大学その他の教育機関の長は、第3条の規定により、8単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。
2　〔略〕
3　第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

第11条　法第9条の4第3号の規定により大学において修得すべき社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする

科目	単位数
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	3

2　〔略〕
3　第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

⑤日野市公民館設置条例
（設置）
第1条　社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的を達成するため、法第21条に基づき、日野市に公民館を設置する。

（名称と位置）
第2条　公民館の名称及び位置は、次のように定める。
　名称　日野市中央公民館
　位置　日野市日野本町七丁目5番地の23
（昭和57条例13・一部改正）

（管理）
第3条　公民館は、教育委員会が管理する。

（職員）
第4条　公民館に次の職員を置く。
　館長　1人
　副館長　1人
　主事、主事補その他　若干人
（平成24条例13・一部改正）

（運営審議会）
第5条　法第29条により、公民館運営審議会を置く。

（委員の委嘱及び定数）
第6条　公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）は、教育委員会が委嘱する。
2　委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。
　（1）学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者　8人以内
　（2）公募による市民　2人以内
（平成24条例13・全改）

（委員の任期）
第7条　委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠委員は、前任者の残任期間とする。
（平成12条例30・一部改正）

（委員の報酬及び費用弁償）
第8条　委員の報酬及び費用弁償は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第13号）の定めるところによる。

（委任事項）
第9条　この条例施行について必要な事項は、規則で定める。

付則
この条例は、昭和40年6月20日から施行する。
付則（昭和57年条例第13号）
この条例は昭和57年7月1日から施行する。
付則（平成12年条例第30号）
この条例は平成12年4月1日から施行する。
付則（平成24年条例第13号）
この条例は平成24年4月1日から施行する。



第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定委員会

公民館利用団体に属する者
野上 京子（利用者交流会る～ぶ、推進会議代表）
竹内 伸光（日野国際友好クラブ）
★委員長：佐藤 聰明（中央公民館高幡台分室陶芸サークル）

社会教育関係者
宮﨑 竹子（公民館運営審議会委員長）
畔上 栄輔（公民館運営審議会）
宇賀神 宏（公民館運営審議会）
茂呂 薫子（公民館平和事業実行委員会）

学校教育関係者
勝村 匠（専門学校講師、帝京大学教育学部丹間ゼミ卒業生）

家庭教育の向上に資する活動を行う者
諸星 智子（子育てサークル）

日野市内のNPO法人関係者
☆副委員長：溝口 常之（NPO法人ひの市民活動ネットワーク事務局長）

その他教育長が必要と認める者
杉山 佳子（実践女子大学現代生活学科須賀ゼミ生）

公募市民
戸崎 肇（桜美林大学教授）

アドバイザー
丹間 康仁（帝京大学教育学部准教授）

第２次日野市公民館基本構想・基本計画

発行日　令和2年3月

発行　日野市教育委員会
編集　日野市中央公民館
〒191-0011
東京都日野市日野本町7丁目5番地の23
電話　042-581-7580　FAX　042-581-2110
E-mail　pubhall@city.hino.lg.jp

冊子編集　株式会社けやき出版
　　野村智子（本町企画）
デザイン　古田裕（FULL_DESIGN）
イラスト　あけたらしろめ
写　　真　本浪隆弘 P2～4, 6～11, 54, 59